

地域医療構想調整会議における協議事項

1. 地域医療支援病院に求められる機能や取組み

- ① 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
 - 紹介率 80%を上回っていること
 - 紹介率が 65%を超え、かつ、逆紹介率が 40%を超えること
 - 紹介率が 50%を超え、かつ、逆紹介率が 70%を超えること
 - ② 医療機器の共同利用の実施
 - 共同利用のための専用病床の確保など
 - ③ 救急医療の提供
 - 24 時間体制での重症救急患者の受入れ及び病床の確保、救急搬送患者の受入数が原則として年間 1,000 人以上、必要な診療施設
 - ④ 地域の医療従事者に対する研修の実施
 - 年間 12 回以上行っていること
- ※●印は、法定の承認要件なので、変更を知事が定めることはできない。

2. 地域医療支援病院に任意に求められる取組み

- ① 病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること
 - ② 逆紹介を円滑に行うための退院調整部門を設置すること
 - ③ 地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること
 - ④ 情報通信技術を用いた病診連携等（とびうめネット等）
 - ⑤ 地域の看護学校実習生を受入れること
- ※ ④、⑤は本県が独自に報告を求めている取組み

3. あり方検討会における議論の整理

- ① 地域医療支援病院でなければ担えない分野へ重点化すること
- ② 地域において不足している医療機能を支援すること（「医師確保に資する体制整備」、「周産期医療」、「小児医療」、「在宅診療」等）
- ③ 医師の少ない地域を支援すること

4. 国の通知で示された都道府県知事が定める事項の例

- ① 医師の少ない地域を支援すること
- ② 医療需要に応じ、必要な医療に重点化した医療を提供すること
- ③ 平常時からの準備も含め、新興感染症がまん延し、又はその恐れがある状況において感染症医療の提供を行うこと
- ④ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること